

第 5 章

Ⅰ 原子力災害中長期対策

第5章 原子力災害中長期対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される原子力災害現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

市は、国及び県と協議のうえ、状況に応じて、原子力災害事後対策区域における避難区域等の設定を見直すものとする。

第4節 放射性物質による環境汚染への対処

市は、国、県、中国電力㈱及びその他の関係機関とともに、原子力災害により放出された放射性物質により汚染された地域の除染及び廃棄物の処理について必要な措置を講じるものとする。

第5節 各種制限措置等の解除

市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、立ち入り制限、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行うものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。

なお、県警察は、必要に応じて、実施した交通規制の解除を行うものとする。

第6節 災害地域住民に係る記録等の作成

1. 災害地域住民の記録

市は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録するものとする。

2. 災害対策措置状況の記録

市は、被災地の汚染状況図、緊急事態応急対策措置及び原子力災害中長期対策措置を記録しておくものとする。

第7節 被災者等の生活再建等の支援

- (1) 市は国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。
- (2) 市は国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。市の区域を越えて避難した被災者に対しても、市及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。
- (3) 市は県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第8節 風評被害等の影響の軽減

市は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行うものとする。

第9節 被災中小企業等に対する支援

市は、国及び県と連携し、必要に応じ中小企業制度融資等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

第10節 心身の健康相談体制の整備

市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、住民等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施するものとする。